

建設時評

専門工事の標準見積書

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

総括首席研究員 岩松 準

「標準見積書」と聞いて何のことかピンとくる方は、本誌の読者でどれほどだろうか。もし発注者なら、知ってはいても実物を見たことはないのでは。なぜなら、建設工事の元下間で取り交わされる見積書の話だからだ。本誌には関係深い「見積書」という言葉が使われていること、そして（これから説明する）建設業界での重大性からしても、これまで本欄で扱われていないのは、不思議なことでもある。「標準見積書」とは簡単に言えば、建設技能労働者の法定福利費の会社負担分を下請企業が元請に提出する見積書に明示し、価格交渉から除外扱いとするために活用することが期待されているものである。

* * *

図1は、専門紙記事で「標準見積書」を本文に含む記事数の推移を示す。初出は2012（平成24）年2月末である。国土交通省の「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」の記事に、「法定福利費の確保策」として、専門工事業団体が法定福利費の内訳を明示するよう作成する提案があったのが、きっかけのようだ。これは中央建設業審議会の提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」（同年3月14日）でも触れている。

つまり、「標準見積書」は、専門工事業界での社会保険への加入原資の確保という動機

を持った取り組みとして始まった。具体的にどんなものなのか。現在では、各専門工事業団体が作成した「標準見積書」は、国土交通省のHP上で公表され、56団体のうち45団体（43種類）のものを見ることができる。様々なタイプがあることに気づくだろう。

* * *

しばらく、図1を見ながら、この推移を振り返ろう。2012年6月、国土交通省内に建設関係73団体、その他14団体からなる「社会保険未加入対策推進協議会」（以下、協議会という）を設立。国は第2回協議会（10月）に向けて、参加した各専門工事業団体に業種ごとの「標準見積書」と作成手順を検討・策定するよう要請。11月頃から順次活用が始まる。2013年2月末、とび・土工、鉄筋、型枠大工、左官の4団体が標準見積書の改定や浸透を目的に「統一行動」することを決めた。国も5月には、各団体の標準見積書の内容・計算手順にばらつきがあることから、ブラッシュアップの要請を行い、多くの団体は内容を見直した。第3回協議会が開催された2013年9月末より、標準見積書の一斉活用を申し合わせ、活用が本格的にスタートした。

そして、上述のように、2014年1月以降、国土交通省のHP等で主な団体の標準見積書が公開されている。図1の記事数は、これらの活動に応じた推移を描く。

* * *

このような主に下請側の働きかけに対する元請側の反応はどうか。大手ゼネコン団体の日建連は、2013年7月に標準見積書の活用に

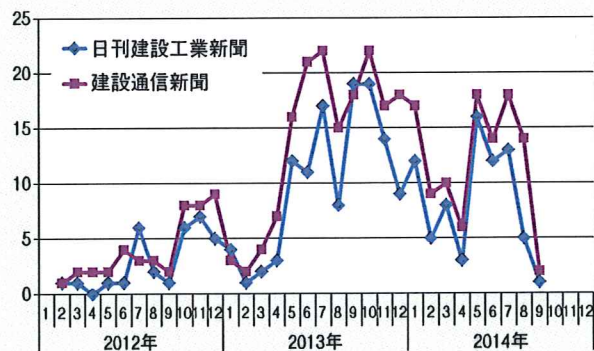


図1 「標準見積書」記事数 (2014年9月末調べ)

向けたマニュアルを作成し、法定福利費の精査や下請との協議手順等を例示して会員への周知を図った。全国中小ゼネコン団体の全建も同様の周知活動を行った。これらのことは、2013年4月18日に霞山会館で行われた太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請で、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に向けて、業界側も一体となって対応するという合意が根本にある。

しかし、工事現場の担当レベルでの活用認識は低い、と言われている。現場としては、目先の利益確保を優先せざるを得ない立場もあろう。標準見積書が話題となった当初、「各専門工事業団体の標準見積書はばらつきがあり、見積書の判断がしにくい」「一人親方など社会保険適用除外の技能労働者の法定福利費は必要ない」「支払った法定福利費が保険加入に結びついているか確認が必要」という声があった。これに対し、ある専門工事業団体の幹部は、「元請が合理性があると判断し納得する標準見積書にする」ことや、「未加入対策は一斉に進める必要がある」とした。(2013/2/26, 建設通信)

* * *

その後の標準見積書の活用実態はどうか。国土交通省では、建設企業や工事現場を対象にしたインターネット調査を昨年末に行い、まとめている。ほか、筆者がいろいろなところで聞き、新聞記事で目にするところを総合すると、専門工種によって取り組みや普及の実態はかなり異なるようだが、公共土木工事では比較的普及が進んでいる。建築では鉄筋工事などの躯体系工種が先行するが、それ以外はまだまだといったところだろうか。なお、全国的な活用実態に関して、国や建専連で本格的調査が進行中である。

元請の現場としては、標準見積書が提出された場合の対応には苦労があろう。工事予算に職人の社会保険料の会社負担分に相当する分が組み込まれていても、下請企業から保険料相当分の明示が無ければ支払われることはないだろう。日建連の「法定福利費を内訳明

示した見積書の活用マニュアル(H25.7.23, H25.10.7改訂)」によれば、社会保険未加入の職人分までは出さないことを原則としている。この考え方は、国の通達「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(2013/5/10)に沿ったものである。

このように、下請企業は元請に対し明確な説明を求められる立場にある。であるから、各専門工事業団体が作成する標準見積書には、そのような機能をサポートできることが期待されている。一方、標準見積書に準拠した下請企業の見積書が提出された後に、法定福利費に相当する部分を減額する対応だった場合、当該元請は建設業法第19条の3「不当に低い請負代金の禁止」に触れる可能性がある。建設業許可に絡むから、元請は標準見積書を尊重せざるを得ない仕組みになっている。

* * *

筆者としては、標準見積書の整備や活用が進むことを願っている。ひとつの期待は、標準見積書のやりとりを通じて、対等で健全な元下関係へと移行することである。そして、社会保険への加入促進が進み、労働環境が向上して、産業の魅力アップに繋がることである。また、標準見積書では、これまで材工一式で計上されていた見積単価に、「歩掛り」が登場するものが複数あることにも留意したい。計算上、材料と労務を区分することから必然的なのだが、それが下請企業のコストの科学化、経理の透明化に結びつくだろうこと、そして、産業全体で捉えればオープンブックの流れに繋がり、業界体質を根本的に近代化する効果が期待できる。なお、具体的な歩掛り数値については、今は活躍の場が少なくなった公共の標準歩掛りとの関係は気になる。

社会保険への加入は、どんな国でもどんな産業でも必要なことなのに、先進国であるはずの日本の建設労働現場では、この常識が通用しない世界があった。良い時と悪い時とが極端になる専門工事の経営環境から早く脱却して、若者に魅力があり、安定した雇用を実現する必要があると思う。